

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 地方公務員法に基づく公平委員会の事務委託に
関する事

告示

鳥取県告示第四百五十二号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七
条第四項の規定に基き河原町、国英村学校組合、八上村
外二ヶ村学校組合、丹比村外二ヶ村学校組合、用瀬町外
一ヶ村学校組合、大誠村、灘手村中学校組合、関金町、
上小鴨村学校組合、八橋町、浦安町中学校組合、由良町
外一ヶ村中学校組合、下郷村外二ヶ村中学校組合、赤碓
町外三ヶ村中学校組合、法勝寺村外四ヶ村学校組合、手
間村外二ヶ村学校組合、大高村、県村学校組合、淀江町、

宇田川村学校組合、御來屋町外三ヶ村学校組合、逢坂村
外二ヶ村学校組合、大幡村、幡郷村中学校組合及び巖村
外二ヶ村学校組合の公平委員会の事務を次の規約により
鳥取県に委託を受けた。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武
八頭郡河原町、国英村学校組合と鳥取県との
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一
号)第七条第四項の規定に基き河原町国英村学校組合
(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定
する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。
)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下
「委託事務」という。)を処理する場合において要す

る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

用瀬町外一ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き用瀬町外一ヶ村学校組
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)
に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要す
る経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担する
ものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

八上村外二ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き八上村外二ヶ村学校組
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)
に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要す
る経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担する
ものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

丹比村外二ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き丹比村外二ヶ村学校組
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)
に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要す
る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担す
るものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

赤碓町外三ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き赤碓町外三ヶ村中学校
組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に
規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」とい

う。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

大誠村、灘手村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き大誠村、灘手村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規

定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

関金町、上小鴨村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き関金町、上小鴨村学校

組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

八橋町、浦安町中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き八橋町、浦安町中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

下郷村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、下郷村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

法勝寺村外四ヶ村学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)
第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、法勝寺村外四ヶ村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

手間村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、手間村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

果村、大高村中学校組合と鳥取県との間の公
平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、果村、大高村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

淀江町、宇田川村学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、淀江町、宇田川村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡御來屋町外三ヶ村中学校組合と鳥取県との
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき御來屋町外三ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡逢坂村外二ヶ村学校組合と鳥取県との
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、西伯郡逢坂村外二ヶ村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡大幡村、幡郷村中学校組合と鳥取県との
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、大幡村、幡郷村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

由良町外一ヶ村中学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、由良町外一ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

巖村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の公平
委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、巖村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町